



FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）規則案の概要

我が国の全ての金融機関に重大な影響を及ぼす米国の新たな国際課税強化法に関する規則案を米国財務省が公表

執筆者：渡辺 裕一（オブ・カウンセル）

*出向中につき、一定期間にわたり弁護士登録を抹消しております。

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」という。）は、海外資産等を活用した米国納税者による租税回避を防止することを目的として、米国オバマ政権のもとで2010年3月18日に成立した雇用回復のための雇用促進法（Hiring Incentives to Restore Employment Act）の一部として含まれた一連の規定を指す。具体的には、同法により米国内国歳入法（Internal Revenue Code。以下「IRC」という。）に新たに第4章（一定の外国口座に関する報告を強制するための課税）が追加され、海外金融機関が米国の内国歳入庁に対して米国納税者に関する一定の口座情報等を報告しない限り、当該海外金融機関に対する米国源泉の支払いに対して30%の源泉課税を行うことにより、海外金融機関に対して米国納税者の口座情報等の提供を事実上強制することを主眼とする。

FATCA をめぐっては、その域外適用的効力や対応を迫られる海外金融機関の負担の大きさ等から、米国外の各国政府や金融機関を代表する各国業界団体等から、様々な意見や修正要望が米国財務省に提出され、米国財務省側でも、それらの意見等も取り入れながらこれまでに3つの通知（Notice 2010-60、2011-34 及び 2011-53）を公表して FATCA 実施にあたっての暫定的な指針を示してきた。

今回、米国財務省（Department of the Treasury）が本年2月8日付けで公表した規則案（proposed regulations）は、FATCA の最終的な規則のドラフトであり、これまでの3つの通知で示された指針をおおむね踏襲する内容となっているが、対応を迫られる海外金融機関の負担軽減や準備期間の猶予を意図したいくつかの変更点も含まれている。以下では、FATCA の概要について簡単に触れた上で、今回公表された規則案のポイントについて述べる。

なお、米国財務省は、規則案の公表と同日付けで、英、独、仏、伊、スペインの5カ国と FATCA の実施に関する政府間協定の締結に向けて協働する旨の声明も発表しており、我が国金融機関が今後取るべき対応の中身も、このような政府間協定が我が国との関係でも締結されるか否かに大きく左右されるため、この声明についても簡単に触れる。

1. FATCA の概要

(1) 外国金融機関への支払に対する源泉課税

FATCA により新設された IRC 1471 条によれば、外国金融機関 (foreign financial institution または FFI) に対する源泉徴収対象支払 (withholdable payment) がなされる場合、原則として 30% の源泉課税がなされ、外国金融機関がかかる源泉課税を回避するためには、当該外国金融機関において開設された米国人口座の調査および報告義務等を内容とする契約 (以下「FFI 契約」という。) を米国財務省との間で締結することにより、参加外国金融機関 (participating FFI。以下「参加 FFI」という。) となる必要がある。

ここで、外国金融機関とは、銀行業ないし類似業の一環として預金の受け入れを行う事業体、顧客のために金融資産を保管することがその業務の相当部分を占める事業体、または有価証券、パートナーシップ持分、商品またはそれらに係る権利への投資、再投資、売買を主たる業務とする事業体で、米国人 (United States Person) 以外である者と定義されている (すなわち、顧客口座の開設を業務とする銀行や証券会社等にとどまらず、一定のファンド等の業態も含まれることになる)。また、源泉徴収対象支払とは、主として米国源泉の利子、配当、賃料、給与等の定期定額所得 (fixed or determinable annual or periodical income。以下「FDAP」という。) および米国源泉の利子や配当を生み出す資産の譲渡代金 (gross proceeds) と定義されている。

参加 FFI が米国財務省と締結する FFI 契約の内容として、IRC 1471 条は、①米国人口座 (United States Account) を特定するために必要な口座開設者に関する情報を収集する、②米国人口座を特定するための一定のデューディリジェンス手続きを遵守する、③米国人口座については一定の情報の年次報告を行う、④非協力的口座保有者 (recalcitrant account holder) および非参加外国金融機関 (nonparticipating foreign financial institution。以下「非参加 FFI」という。) に対するパススルー支払いについて自ら 30% の源泉徴収を実施する、⑤米国人口座に関する米国財務省からの追加情報の要求に従う、⑥米国人口座に関する報告義務の履行が適用法に違反する場合に口座保有者をして権利放棄に同意させ、同意が得られない場合にはその保有口座を閉鎖する、という義務を参加 FFI が米国財務省に対して負う旨が規定されることを想定している。

ここで、米国人口座とは、特定米国人 (specified United States persons) または米国人所有外国事業体 (United States owned foreign entities) が保有する金融口座 (Financial Account) と定義されている。また、特定米国人とは上場企業等を除く米国人と定義され、米国人所有外国事業体とは実体的米国人所有者 (substantial United States owner。当該事業体の議決権または価値の 10% 超を直接又は間接に保有する特定米国人等をいう。) が一人以上いる外国事業体等と定義されている。さらに金融口座は、預金口座 (depository account)、カストディ口座 (custodial account) または当該金融機関のエクイティまたはデットにかかる権利と定義されている。

なお、上記の FFI 契約に基づく義務等は、参加 FFI に開設された米国人口座だけでなく、当該参加 FFI の拡大関連者グループ (expanded affiliated group。50% を超える直接または間接の持分保有の有無により判断される。) 内の他の FFI に開設された米国人口座にも適用される。

上記のような内容の FFI 契約によって義務付けられる調査報告等により、参加 FFI は膨大な事務作業およびコストの負担を余儀なくされることになる。また、上記④の外国金融機関による源泉徴収の対象となるパススルー支払いの範囲について、上記 Notice 2011-34 において、米国源泉所得に直接起因する支払い (directly traceable to withholdable payments) に限定されないとの解釈が示され、また具体的なパススルー支払額の算定方法についても実務的に実施が困難な内容のものが提案されたことにより、諸外国から実務上の対応困難性について様々な意見が米国財務省に提出された。

(2) 非金融外国事業体 (non-financial foreign entity) への支払に対する源泉課税

IRC 1472 条は、非金融外国事業体に対して行われる源泉徴収対象支払がなされる場合についても、当該非金融外国事業体が、自らの議決権等が実体的米国人所有者に保有されていないことを証明し、または保有されている場合には当該実体的米国人所有者の情報を提供する等の一定の要件を満たさない限り、30%の源泉課税の対象となる旨規定している。

(3) 施行時期

雇用回復のための雇用促進法は、IRC 第 4 章に定める源泉徴収義務は、2012 年 12 月 31 日より後に行われる支払いについて適用される旨規定している。この点、Notice 2011-53 はさらに、FDAP 支払いについては 2014 年 1 月 1 日から、金融資産等の譲渡代金 (gross proceeds) の支払いについては 2015 年 1 月 1 日からに、それぞれ適用開始を延期するとともに、源泉徴収対象支払以外のパススルー支払い (foreign passthru payment) に関する源泉徴収の開始を 2015 年 1 月 1 日からに延期する旨提案していた。

また、雇用回復のための雇用促進法は、2012 年 3 月 18 日現在で存在している債務 (obligation) に関する支払いについては、IRC 第 4 章に基づく源泉徴収の対象とならない旨規定している。これらの施行時期の一部は、今回の規則案で変更されている。

2. 今回公表された規則案の主要なポイント

(1) 適用除外 (grandfathering) の基準日の延期

上述のとおり、雇用回復のための雇用促進法では、2012 年 3 月 18 日現在で存在している支払債務 (obligation) に関する支払については、源泉課税はなされないとしていたが、今回の規則案では、源泉徴収対象支払およびパススルー支払いの定義から **2013 年 1 月 1 日現在に存在する支払債務**に関する支払いを除外することとしている。したがって、今回の規則案によれば、例えば年内に発行される債券の利払い等には源泉課税がされないことになる。

(2) パススルー支払に関する源泉徴収の開始時期の延期

上述のとおり、パススルー支払のうち、foreign passthru payments (源泉徴収対象支払そのものではないが、それに起因する支払をいい、例えば参加 FFI に開設された預金口座の利子等が含まれ得る) への源泉徴収の開始時期が、従前の通知で提案されていた 2015 年 1 月 1 日から **2017 年 1 月 1 日**に延期された。ただし、2017 年 1 月 1 日までの間、参加 FFI は、非参加 FFI に対する一定の支払の総額を内国歳入庁に報告する必要がある (非参加 FFI が参加 FFI を介在させることにより源泉徴収を免れる等の脱法行為を防止する趣旨である)。

なお、今回の規則案では、foreign passthru payment の定義については留保事項とされており、源泉徴収にかかる一定の例外規定やセーフハーバールールを設ける等の代替案を引き続き検討するとともに、米国との間で政府間協定を締結した国の金融機関については foreign passthru payment にかかる源泉徴収義務を免除する可能性についても示唆されている。

(3) 一定の報告義務の適用開始時期の延期

参加 FFI の米国人口座の報告義務に関して、段階的な適用開始時期が規定されている。具体的には、2014 年及び 2015 年の報告（それぞれ 2013 年度および 2014 年度の内容に関して）については、米国人口座の口座名義人、住所、納税者番号（TIN）、口座番号および口座残高のみの報告が義務付けられる。また、米国人口座にかかる収入については 2016 年から（2015 年度に関して）、金融資産等の譲渡代金（gross proceeds）を含む全ての情報については 2017 年から（2016 年度に関して）、それぞれ報告が義務付けられる。

(4) FFI 契約の締結要件の暫定的緩和

上述のとおり、FFI 契約にかかる報告義務等は、参加 FFI だけでなくその拡大関連者グループ内の他の FFI にも適用されるが、この点に関して、Notice 2011-34 では、FFI が参加 FFI となるためには、その拡大関連者グループ内の全ての FFI が参加 FFI またはみなし遵守 FFI（deemed-compliant FFI）となることを義務付ける意向が示されていた。

今回の規則案では、2016 年 1 月 1 日までの期間に限り、拡大関連者グループ内のいずれかの FFI が参加 FFI またはみなし遵守 FFI でなくても、その FFI が、(i) FATCA に基づく報告や源泉徴収を禁止する国に所在しており、かつ、(ii) 米国人口座を特定するためのデューディリジェンスの実施等の一定の要件を遵守する場合には、拡大関連者グループ内の他の FFI が参加 FFI となることを妨げない旨が規定された。これは、一部の国では、FFI が FATCA 上の義務を遵守することが当該国の法律に抵触する場合があります、その場合でも、他の国の FFI が参加 FFI となることを許容するための暫定的な措置である。

(5) みなし遵守 FFI（deemed-compliant FFI）の拡大

IRC 1471 条(b)(2)は、一定の要件を充足する金融機関や報告義務等を強制する必要のない一定の金融機関（みなし遵守 FFI（deemed-compliant FFI））については FFI 契約の締結等をしなくても源泉徴収の適用を受けない旨規定している。この点、Notice 2011-34 では、一定の地域金融機関（local bank）等をみなし遵守 FFI とする旨の提案がなされていた。

今回の規則案では、FATCA の適用範囲をグローバルな投資家層にサービスを提供している金融機関に限定し、真に地域的な金融機関や、FATCA の目的上 FFI 契約の締結を強制する必要のないその他の金融機関の負担を軽減するため、このみなし遵守 FFI の範囲を拡大している。具体的には、みなし遵守 FFI を、登録みなし遵守 FFI（registered deemed-compliant FFI）と証明みなし遵守 FFI（certified deemed-compliant FFI）に大別し、前者については内国歳入庁への登録を要件としている。

登録みなし遵守 FFI の類型に該当するものとしては、地域 FFI (local FFIs)、参加 FFI グループの非報告メンバー (nonreporting members of participating FFI groups)、適格投資ヴィークル (qualified investment vehicles)、制限ファンド (restricted funds) および米国との政府間協定に定める義務を遵守した FFI が挙げられている。これらのうち、例えば地域 FFI については、海外拠点を有さず、国外で口座開設の勧誘を行わず、開設口座の 98% が居住者により保有されており、かかる居住者口座について設立準拠法国の法令上、報告や源泉徴収等の義務を負っていること等の要件を充足する必要がある。

また、証明みなし遵守 FFI の類型に該当するものとしては、非登録地域銀行 (nonregistering local banks)、退職年金プラン (retirement plans)、非営利法人 (non-profit organizations)、口座残高の低額な口座のみを開設している FFI (FFIs with low-value accounts) などが挙げられている。

(6) 金融口座 (financial account) の定義の限定

報告義務の対象となる金融口座の定義について、伝統的な銀行口座、ブローカレッジ口座、マネーマーケット口座および投資ヴィークルの持分に焦点を絞り、銀行や証券会社の発行するほとんどのデットおよびエクイティ証券を金融口座の定義から除外している。

(7) 米国民口座の特定のため要求されるデューディリジェンスの修正

米国民口座の特定のためのデューディリジェンスについて、今回の規則案においても、個人口座と事業体口座、および既存口座と新規口座に分けて、それぞれについて要求される手続きが規定されている。

このうち、5 万米ドル以下の既存個人口座（または 25 万米ドル以下の一定の貯蓄型や年金型の保険契約）については、調査対象から除かれる。また、これらの金額を超え、かつ 100 万米ドル以下の既存個人口座については、原則として一定の米国人たる兆表 (indicia of U.S. status) についてのシステム情報の調査 (electronic review) に限定することが許され、書面上の調査 (manual review) は基本的に 100 万米ドルを超える既存個人口座にのみ要求される。また、新規個人口座の調査については、極力、既存の本人確認手続やマネーロンダリング規制との関係で求められる手続以上の事務負担が生じないよう配慮されている。

なお、Notice 2011-34 に含まれていた、プライベートバンキング口座の特定およびその詳細調査を義務付ける提案については、今回の規則案では削除されている。その代わりに、参加 FFI の FFI 契約締結日の属する暦年の前暦年末およびその後の各暦年末時点における口座残高または価値が 100 万米ドルを超える高額口座 (high-value account) について、詳細調査を行うことを要求している。

(8) FFI 契約遵守の証明方法

FFI の担当役員 (responsible FFI officers) は、当該 FFI が FFI 契約を遵守している旨の証明書を提出することが求められるが、外部監査は要求されず、FFI 契約を遵守している限り、仮に米国民口座の特定に失敗したとしても無過失責任を負うことはないとされている。

3. 欧州 5 カ国との共同声明

今回の規則案の発表と同日付けで、米国財務省は、英、独、仏、伊、スペインの 5 カ国と FATCA の実施に関する政府間協定の締結に向けて協働する旨の声明を発表した。これら 5 カ国の金融機関は、米国人口座を所在国の税務当局に報告することがそれぞれの国内法で義務付けられ、その情報をそれら各国の税務当局が内国歳入庁に対して提供することになる。同声明によれば、これら 5 カ国の金融機関は、(i)IRS との間で個別に FFI 契約を締結する必要がなくなり、(ii)FATCA の定める源泉課税を受けることもなくなり、(iii)非協力的口座保有者の口座を閉鎖することを要求されることもなくなり、(iv)非協力的口座保有者等に対するパススルー支払について源泉徴収を義務付けられることもなくなるとされている。

4. コメントおよび公開ヒアリング

規則案へのコメントの提出期限は 2012 年 4 月 30 日とされている。また、2012 年 5 月 15 日午前 10 時より、公開ヒアリングが行われる予定であり、その議題の提出期限は 2012 年 5 月 1 日とされている。

5. 実務への影響

今回公表された規則案は、源泉課税や報告義務等の適用開始のタイミングを一部遅らせることにより FATCA に対応するための準備期間に余裕を持たせたり、みなし遵守 FFI の範囲拡大や報告対象口座の限定等により、対応を迫られる外国金融機関等に一定の配慮を示してはいるものの、規則案に FFI 契約の雛形が含まれなかった等、未だ不明確な部分が多く残されている。

さらに、今回、欧州 5 カ国との共同声明で示された政府間協定の枠組みが適用される国については、金融機関が遵守すべき具体的な義務の内容が当該政府間協定で定められることになり、その内容が必然的に FATCA で規定された内容とは異なるものとなるため、仮に日本政府としても米国と政府間協定を締結するという事になれば、日本の金融機関として取るべき具体的な対応もかかる政府間協定の内容が定まるまでは確定できない可能性がある。したがって、今後、対応を迫られる金融機関の立場からは、日本政府としての対応方針が一刻も早く示されることが望まれる。

個々の具体的な金融取引との関係では、今回の規則案によれば、例えば、2012 年 12 月 31 日までに実行されるローンやデリバティブ等の金融取引や、同日までに発行される債券については上記の適用除外規定により源泉徴収を免れることができると考えられる。また、今後、米国財務省から示されるパススルー支払いの定義の内容次第ではあるが、米国外の一定の取引についてはパススルー支払に対する源泉徴収が開始される 2017 年になる前までに完了する取引については、原則として FATCA の適用を回避できる可能性が高い。一方、これらに該当しない取引については、今後の政府間協定の締結に関する動向や各金融機関の対応によっては、FATCA の源泉徴収等の適用対象となる可能性がある。この点、現段階では同法の適用に伴うリスクの内容自体が明確ではないため対応は容易ではないが、例えば源泉徴収がなされた場合のためのグロスアップ規定等を取り決めておく必要がないか否か、あるいはリスクが発現した場合の契約終了の取り決めが必要

か否か等、契約上の手当てについても検討が必要となるケースが想定される。

なお、雇用回復のための雇用促進法は、本稿の対象とした外国口座に関する報告義務等に関する規定のほか、無記名債券に対する課税特例の撤廃等が盛り込まれている。具体的には、従前、外国投資家向けの無記名債券に対して米国税法上認められていた利子の損金算入や物品税（excise tax）の非課税等の課税特例（いわゆる TEFRA rule）が撤廃されるとともに、ポートフォリオ利子の非課税措置も撤廃される。この点、例えば米国の発行体が発行するサムライ債等については、一般債振替制度上の振替債として発行されるため米国税法上は原則として記名債券として取り扱われるが、実務上、現物債との交換請求権を債券保有者に付与することにより、TEFRA rule 上、無記名債券として取り扱われる形を取り、米国税法上の課税特例の適用を受け得るようにする対応が行われてきたが、今回の TEFRA rule の撤廃により、かかる対応は機能しなくなる。今回の規則案では、これらの無記名債券の課税特例の撤廃については特段の言及は見当たらないため、雇用回復のための雇用促進法の規定どおり、2012年3月18日より後に米国の発行体が発行するサムライ債については、利子の損金算入や物品税の非課税等が認められなくなり、またポートフォリオ利子の非課税措置も適用されなくなるものと考えられるため、何らかの対応がとられない限り、今後の米国発行体によるサムライ債の発行に支障が生じることになる。

本書は法的助言を目的とするものではなく、法的意見を構成するものではありません。
個別のお問合せ等ございましたら、下記執筆者までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

<執筆者>

[渡辺 裕一（オブ・カウンセル）](#)

*出向中につき、一定期間にわたり弁護士登録を抹消しております。

E-Mail: yuichi.watanabe@aplav.jp

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル

URL: <http://www.aplav.jp/>



© Atsumi & Sakai 2012
